

建設業総合補償制度における除雪作業の取扱いについて

■除雪作業における第三者賠償補償の有無について

| | | 賠償補償有無 | |
|--------------------|--------------------------------|------------------|-----|
| 自動車・工作車を 使用する場合 | 作業場以外 (人の出入りを制限しない：一般の道路など) | 対象外 | |
| | 作業場内 (人の出入りを制限する) | 工作車を使用 | 対象 |
| | | 工作車以外の 自動車を使用 | 対象外 |
| 人力による場合 | | 対象 | |

※作業場とは、主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入りすることを制限されている場所をいいます。

※工作車とは、ブルドーザー・タイヤドーザー・除雪用スノープラウを設置した自動車・その他の排土または整地機械として使用する工作車等、万能掘削機械・揚重機械・積込機械として使用する工作車等をいいます（ただし、ダンプカーを除きます。）。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

■具体的例

- ①交通制限や入場規制を行っていない一般道路や広場等において、ロータリ除雪車や除雪グレーダなどによる除雪中に生じた第三者事故は補償の対象外となります。
- ②交通制限や入場規制を行っている所でのロータリー除雪車等による除雪中に生じた第三者事故は補償対象。
- ③上記の「工作車」にあたらぬ自動車（ダンプカーや除雪用スノープラウ付きではない自動車等）による除雪中の第三者事故の場合は、交通制限や入場規制の有無にかかわらず補償されません。
- ④住宅前や歩道橋その他の場所での人力（手動式の除雪機を含む）による除雪作業中に生じた第三者事故については補償対象。

■対応策

○上記①及び③については、別途、自動車保険を手配いただくことが必要です。

○上記①や③の除雪作業しか行わない場合には、この建設業総合補償制度の賠償補償の加入において委託事業（除雪作業）を完成工事高に加算しない（委託事業は賠償補償の対象にしない）ことも可能です。

以上

※このチラシは保険（請負業者賠償責任保険）の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。